

市川三郷町庁内共有型・公開型 GIS 導入業務
要求仕様書

令和 6 年 5 月
市川三郷町総務課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、市川三郷町（以下「発注者」という。）における市川三郷町庁内共有型・公開型 GIS 導入業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は下記のとおりとする。

- (1) 統合型 GIS システムの構築
- (2) 公開型 GIS システムの構築

(業務目的)

第3条 発注者は、現行の統合型 GIS システム（庁内用 GIS）に替えて、データの活用による DX の推進を目的として新たな統合型 GIS システムと公開型 GIS システムの構築等を検討してきた。本業務は、この庁内検討結果に沿って、各種空間データの利活用の推進を目的とした統合型 GIS システムと公開型 GIS システムを構築するものである。

(現状と課題)

第4条 平成 17 年度に稼働した既存の統合型 GIS システムは、データが専用の形式で格納されており、システム導入業者でなければデータが扱えない。また他業務で構築したデータを統合型 GIS システムに搭載するための変換費用が必要なため、本町が目指すデータ利活用の妨げとなっている。統合型 GIS システムの再構築においては、庁内各課が所有するデータを適切に搭載し、容易に更新でき、それらのデータを簡単に取り出せる仕組み必要がある。さらに組織の枠を超えたデータ利活用と、オープンデータ等の情報公開に関する職員意識の醸成が大切である。これによって、庁内におけるデータの流通と利活用の促進、さらには住民サービスの向上を目指すこととする。

(システム稼働)

第5条 統合型 GIS システムと公開型 GIS システムは令和 7 年 3 月 12 日までに本稼働するものとし、本稼働前に仮稼働期間を設けることとする。

- 2 仮稼働期間本と稼働の日は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- 3 運用期間は本稼働の日から令和 12 年 3 月 31 日（予定）までとする。

(準拠する関係法令・技術基準等)

第6条 本業務の実施にあたっては本仕様書によるほか、以下の関係法令、規則及び規程等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (2) 地理空間情報活用推進基本計画（令和 4 年 3 月 18 日）
- (3) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (4) 市川三郷町測量作業規程（国土地理院測量作業規程準則を準用）
- (5) 市川三郷町個人情報保護法施行条例（令和 4 年 12 月 14 日条例第 20 号）
- (6) 市川三郷町財務規則(平成 17 年 10 月 1 日規則第 37 号)
- (7) その他関係法令及び規則

(業務実施体制)

第7条 受注者は、GISシステムの整備、運用に精通し、実績を有しなければならない。

- (1) 受注者は、社団法人日本測量協会認定の空間情報総括監理技術者が在籍しているものとし、そのうち本業務に照査技術者等として配置させなければならない。
- (2) 受注者は、一般社団法人地理情報システム学会の専門技術者認定を受けたGIS上級技術者が在籍しているものとし、そのうち本業務に担当技術者として配置させなければならない。

(配置技術者)

第8条 受注者は、本業務を実施するにあたり空間データの統合整備について自治体業務について十分な技量及び経験を有する者を配置するものとする。

- (1) 自治体GIS業務に10年以上関わった技術者を、1名以上配置するものとする。
- (2) 技術上の管理をつかさどる主任技術者を配置するものとする。

(作業計画書)

第9条 受注者は、契約締結後遅延なく実施計画を立案し、下記に掲げる書類を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 工程表
- (4) 技術者届
- (5) 各種資格表、認定証の写し
- (6) その他発注者の指定する書類

(業務打合せ)

第10条 業務打合せは、初回及び納品時の2回とし、その他工程の進捗に合わせて1～2か月毎に随時打合せ（リモート会議可）を行うものとする。なお、受注者は、打合せ協議記録簿を作成し、発注者と受注者で保管するものとする。

(資料貸与及び取扱い)

第11条 本業務に使用する各種資料は、発注者が受注者に一定期間貸与または、受注者が必要に応じて収集するものとする。貸与資料について受注者は、破損、紛失等の事故のないように適切な管理をし、業務終了後すみやかに返却しなければならない。なお電子データについては発注者の指示により業務終了後適切に消去するものとする。

- 2 業務に使用する貸与資料については、発注者が業務で利用している機密性のある資料の貸与も考えられるため、資料収受についてはLGWAN-ASP等による安全性の高いデータ授受を行うものとする。
- 3 発注者が受注者に貸与する資料は以下のとおりとし、位置情報データファイルとして提供し、位置情報データファイルとして提供できないものは貸与資料からは除くものとする。また不足があれば逐次追加するものとする。
- 4 受注者は、貸与された各種データファイルがシステム上で正常に稼働しているかの検証を行い、不備がある場合には発注者へ報告の上、発注者との協議により正常に稼働するよう調整を行い、適切に対応するものとする。
- 5 受注者は、本業務の運用各年度末に発注者の指示に基づき、搭載データ（前年度からの変更がないものは除く）をshpやGeojson等の汎用的なデータ形式により出力して、発注者に提出するものとする。

管理情報	摘要	数量	単位
防災無線の子局位置		100	箇所
避難所		82	箇所
コミュニティバスのバス停	路線で分かれている	39	箇所
樋門		7	箇所
消防団詰所等		37	件
地番図	六郷地区を除く	36	k m ²
地番図	六郷地区	13	k m ²
家屋現況図	六郷地区を除く	13,742	件
家屋現況図	六郷地区	147	件
新築家屋	作業用の仮レイヤ	52	件
路線価図		1,123	件
航空写真画像		75.18	k m ²
福祉施設		41	件
要支援者・要援護者(部署限定)	※個人情報審査	85	件
林地一筆ごとの登記情報		33,218	筆
林班		58	筆
小林班		10,373	筆
農業振興地域内農用地		18,360	筆
人・農地プラン実質化			
農地一筆ごとの登記情報			
農業振興区域		1	式
地籍図	登記情報あり	75,908	筆
年度別計画区域	凡その範囲	7	件
リサイクルステーション	ファイリング画像有り	101	箇所
ゴミ集積所	ファイリング画像一部有り	1	式
町営墓地		945	基
公害区域指定			エリア
騒音・振動・悪臭規制図	紙データ(図)あり		エリア
畜犬家屋	エクセルデータあり	700	件
道路台帳	区域幅員路線	265,976	m
法定外公共物		980	枚
農道台帳	路線幅員	88,099	m
林道台帳	紙台帳	8,613	m
建築相談	建築基準法 22 条区域	1	件
開発相談	土地利用指導要綱	35	件
開発相談	山梨県宅地開発条例	2	件
開発相談	都市計画法	8	件
景観条例関係	景観形成区域	78	k m ²
景観条例関係	届出件数	63	件

狭あい道路整備事業関係	申請件数	約 300	件
42・2 道路		30,900	m
都市計総括図	用途地域	2,243	ha
都市計総括図	都市計画道路	11	路線
都市計画基本図	全図(1/25,000)	1	図郭
都市計画基本図	全図(1/10,000)	3	図郭
都市計画基本図	基本図(1/2,500)	19 31.05	図郭 km ²
耐震診断		331	件
危険なブロック塀		11	件
空き家	空き家分布図(SFC ファイル)	23	件
(当初 H28/H29)地図更新なし	空き家空間データ(Microsoft Excel)	872	件
※ CD データあり	写真・調査票①(JPG・Data Base File)	378	(フォルダ)
H28/29 年度 空き家実態調査業務委託請負業者に新規システムへのデータ移行確認済	アンケート調査結果(Microsoft Excel)	416	件
	写真・調査票②(JPG・Data Base File)	494	(フォルダ)
	2次調査 (Microsoft Excel)	872	件
埋蔵文化財分布図		1	件
農用地	農用地台帳システムの登録数	31,018	筆

(守秘義務)

第 12 条 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また秘密以外の情報についても発注者の承諾なしに他へ漏らし、目的外に使用してはならない。

(情報資産等の取扱い)

第 13 条 受注者は、本業務を処理するために情報資産を取り扱う場合、以下の資格を有する事を条件とし、万全の注意を持って個人情報等の情報資産管理と品質管理の徹底を図るものとする。

- ① ISO9001 (品質マネジメントシステム)
- ② ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム 国際規格)
- ③ ISO27017 (クラウドサービスに対する情報セキュリティに関する国際規格)
- ④ ISO20000-1 (IT サービスマネジメントシステム)
- ⑤ JISQ15001 (プライバシーマーク)

(損害賠償)

第 14 条 本業務中に生じた諸事故等について、その一切の責任は受注者が負うものとし、受注者は諸事故等の内容を速やかに発注者に報告するものとする。

(疑 義)

第 15 条 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行しなければならないものとする。

(成果品の帰属)

第 16 条 本業務で得られた成果は発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく第三者に公表及び貸与してはならない。但し受注者又は他の著作物に関する著作権についてはこの限りではない。

(契約期間)

第 17 条 本契約期間は、契約日の翌日から令和 7 年 3 月 12 日までとする。

第 2 章 統合型 GIS システムの構築

(概要)

第 18 条 統合型 GIS システムの構築は、庁内サーバー等の整備が不要な LGWAN-ASP の利用を原則とし、発注者が保有する地図情報や行政情報を管理・活用して、庁内にて配信する統合型 GIS システム（以下、この章において「本システム」という）を構築するものとする。

2 受注者は、下記の項目に従って各機能が正常に稼働するように、本システムを構築するものとする。なお、本システムについては、APPLIC（一般財団法人全国地域情報化推進協会）の地域情報プラットフォーム GIS ユニットに準拠登録された GIS 製品もしくはそれに相当する製品とする。

- (1) 複数の空間データを高速レスポンスにて同時配信可能なこと
- (2) 一般的な Windows アプリケーションと同等の操作インターフェースを用いて、専門的な知識を必要とせず、一般職員においても利用可能なこと
- (3) LGWAN-ASP 方式で、Web ブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome 等）を介して利用できること
- (4) 使用する端末については、既存の他のシステムに影響せず、端末入れ替え時の作業も簡易であること
- (5) クライアントへのソフトウェアやプログラムのインストールを極力必要としないシステムとすること。なお、やむを得ずインストールが必要な場合は、自動でインストールできる仕組みを用意するなど作業負担を少なくすること

(使用環境)

第 19 条 本システムは、以下の利用環境を満たすものとする。

- (1) 庁内ネットワーク（本庁舎：1000Mbps、出先機関：帯域保証 100Mbps 以上）で利用可能なこと
- (2) 本システムを使用するクライアントパソコンの環境は以下のとおり
 - ① CPU Intel Core i5 1334U 4.60GHz HP(ドライブ無し)
 - ② メモリ 8GB
- (3) クライアントは Microsoft Edge、Google Chrome 等の Web ブラウザを通じて利用し、庁内ネットワーク環境下にある全てのクライアント（180 台）で使用が可能なこと
- (4) 本システムは 20 クライアントが同時接続利用しても遅延なく動作すること
- (5) クライアントの OS は Windows10 の他、運用期間中に公開される主要な Windows OS について追加費用なしで発注者が利用可能となるよう速やかに対応すること
- (6) クライアントにソフトウェアをインストールする際は受注者にて対応する、もしくは発注者と別途協議の上方法を検討すること

(機能要件)

第 20 条 本システムは、以下の機能要件を全て満たすものとし、受注者が調達を行うものとする。ただし、受注者が保有するパッケージシステム等が機能要件を満たさない場合は、別途調達またはカスタマイズ等を行い、全ての機能要件を満たすこと。

- (1) 動作環境

- ① 総クライアント 180 人
- ② 同時接続 180 クライアント
- ③ 住宅地図 20 ライセンス

(2) 地図操作

- ① 表示地図を任意の方向に移動できる。
- ② マウス操作により、地図を掴むように移動できる。
- ③ マウスホイールを利用して、表示地図を連続的に拡大・縮小表示できる。
- ④ リスト選択または数値入力により表示縮尺を指定できる。
- ⑤ レイヤの表示・非表示が設定できる。
- ⑥ レイヤー一覧と凡例を表示できる。
- ⑦ レイヤの表示順序を変更できる。
- ⑧ レイヤの透過率を設定できる。

(3) レイヤ

- ① レイヤを追加登録できる。
- ② レイヤに対して、編集・印刷・出力の権限を管理できる。
- ③ 指定したレイヤに外部データを関連付けられる。
- ④ レイヤに対してファイリング対象にするかどうかを設定できる。
- ⑤ 複数のレイヤをグループ化できる。
- ⑥ レイヤ毎にベクタデータの線種、線色、塗りつぶし色等のシンボル設定を行える。

(4) 検索

- ① 住所や地番を選択し、対象住所や地番の位置を地図表示できる。
- ② 指定した緯度経度(度分秒)を中心に地図を画面表示できる。
- ③ マウス操作により指定した図形や指定した領域の図形を表示できる。
- ④ 属性を検索して該当図形を強調表示できる。
- ⑤ 任意または複数の属性条件を指定して該当する属性を一覧表示できる。
- ⑥ レイヤ属性を一覧表示できる。
- ⑦ 属性一覧上で選択した図形を強調表示できる。
- ⑧ 属性一覧を昇順もしくは降順に並べ替えできる。
- ⑨ 属性一覧を利用して小計・件数などの集計ができ CSV ファイルに出力できる。

(5) 図形

- ① 処理対象となる図形を 1 つまたは複数選択できる。
- ② 領域を指定して処理対象となる図形を選択できる。
- ③ レイヤにマウス操作で点、線、矩形、円、面を作図できる。
- ④ レイヤにシンボルや文字を追加できる。
- ⑤ 選択した図形や文字を複製、削除できる。
- ⑥ 選択した図形を移動、拡大、縮小、回転、変形できる。
- ⑦ 選択した図形の線種、太さ、線色、塗りつぶし色等を編集できる。
- ⑧ 保存されない一時レイヤに、線、面、文字、シンボル、画像を入力・編集・削除できる。
- ⑨ 座標値を指定又は入力して図形入力時の補助となる点を生成できる。
- ⑩ 住所や地番等の位置情報を含む CSV ファイルを地図上に展開でき、不一致リストを出力できる。
- ⑪ 写真、画像、文書ファイル等を図形に関連づけられる。
- ⑫ 図形に関連づけられたファイルを参照できる。

(6) 属性

- ① 指定した図形に属性を入力し編集できる。
- ② 近接して複数の図形が登録されている場合は、それぞれの図形を区分して、該当する図

形の属性を表示できる。

(7) 計測

- ① 多点間の距離を計測表示できる。
- ② 多角形の面積と周長を計測表示できる。
- ③ 選択した頂点の座標をリスト表示できる。

(8) 印刷

- ① プレビュー画面で印刷内容の確認ができる。
- ② 印刷する地図縮尺を指定できる。
- ③ 印刷テンプレートを目的に合わせて選択でき、範囲や縮尺を調整して印刷できる。
- ④ 印刷画像にタイトル、方位シンボル、スケールバー等の装飾を施せる。
- ⑤ 印刷画像を画像ファイルとして出力できる。

(9) データ

- ① Shape、SIMA、DXF、KML、CSV 形式のファイルをインポート、エクスポートできる。
- ② 属性データを座標情報(XY または緯度経度)付きで CSV ファイル形式で出力できる。

(10) 管理

- ① ヘルプを表示できる。
- ② 操作ログの検索条件を設定できる。
- ③ 抽出された操作ログを一覧表示できる。
- ④ 一覧表示された操作ログを CSV 形式でダウンロードできる。

(住宅地図)

第 21 条 受注者は、本システムの背景図として使用する（株）ゼンリン社製「Zmap-TOWNⅡ」（接続可能台数 180 台、同時接続 20 台、庁内業務用印刷可）を調達し、各種検索を行うための検索テーブルの設定を行うものとする。

(地理院地図)

第 22 条 受注者は、本システムの背景図として、全てのユーザーが同時利用可能な地理院地図（全国 zoom レベル 17 以上）を提供するものとする。

(操作研修)

第 23 条 受注者は、発注者と協議の上、原則として本システムの仮稼働期間内に、下記の操作研修を行うものとする。

- (1) 管理者向け研修…管理マニュアルを用意し、本システム全体の管理について説明
- (2) 利用者向け研修…操作マニュアルを用意し、基本機能、応用機能について説明
- 2 研修会場その他の環境は、発注者が準備する。
- 3 受注者は、運用期間内各年度の早い時期に、同様の操作研修を行う。

(運用保守)

第 24 条 本システムの保守対応については、以下のとおりとする。

- (1) システム稼働時間は原則 24 時間 365 日とする。
- (2) メンテナンスに伴うシステムの計画停止は、発注者と協議の上、決定する。
- (3) ヘルプデスクを設置する等、稼働後の操作方法やシステム運用などに関する技術的問い合わせに対応すること。対応時間は、年末年始や土・日曜日、祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。
- (4) 障害の対応について、発注者と調整のうえ、システム及びデータの復旧作業を行うこと。受注者は原因究明の上、発注者へ対応報告を行い、再発防止策を講じること。

- (5) 発注者と受注者で協議の上、SLA（サービスレベルアグリーメント）を定めるものとし、受注者はそのサービス提供水準の達成に努めるものとする。SLA の未達事項が生じた場合には、受注者は状況・原因・改善策を報告書として取りまとめ、対応するとともに速やかに発注者へ報告するものとする。

第3章 公開型 GIS システムの構築

（概要）

第 25 条 公開型 GIS システムの構築は、サーバー等の整備が不要な ASP または同種（クラウドサービス等）の仕組み（以下、「ASP サービス」という）の利用を原則とし、発注者が保有する地図情報や行政情報を利活用して、住民・事業者及び町外からの来訪者等（以下、「住民等利用者」という）に対して、インターネット経由で庁外配信するシステム（以下、この章において「本システム」という）を構築するものとする。

- (1) 職員や住民等利用者が使用する端末に何らインストールすることなく Web ブラウザで閲覧することができるシステムであるものとする。サポートするブラウザとして Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safari に対応すること。
- (2) 発注者が保有、または新規に作成する空間データのアップロード、及びメンテナンスを職員自ら行うことができる仕組みを有したシステムであるものとする。
- (3) 本システムの稼働環境は、受注者または GIS ベンダーが保有するデータセンターからサービスを提供するものとし、稼働に必要となるハードウェア等は発注者が庁内で使用するメンテナンス用の管理端末と業務用の端末を除き、必要としない構成とする。
- (4) スマートフォン、及びタブレット等のスマートデバイスに対しても PC と同一サイトでの配信が可能なものとする。OS については iOS 及び Android の一般的な製品に対応し、機種を問わず画面サイズに合わせて自動でレイアウトを調整し、地図等を表示することができるものとする。
- (5) 本システムで公開するアプリケーションは、構築にプログラミング等の開発を必要とせず、運用開始後においても発注者自らでアプリケーションの追加・設定変更が可能なものとする。
- (6) 本システム上で利用可能な背景図（地形図や衛星画像等）はクラウド配信等を利用して定期的に更新されるものとする。なお、背景図は受注者が指定する内容の著作権表示を付することで、印刷の際に追加費用等は必要ないものとする。
- (7) 発注者が利用する GIS の利便性を向上するために、本業務以外にも発展できるよう統一したプラットフォームで構築するものとする。

（機能要件）

第 26 条 本システムは、以下の機能要件を全て満たすものとし、受注者が調達を行うものとする。ただし、受注者が保有するパッケージシステム等が機能要件を満たさない場合は、別途調達またはカスタマイズ等を行い、全ての機能要件を満たすこと。

(1) 動作環境

- ① パソコン、スマートフォン等の端末に応じて同一サイトを共有して表示できる。

(2) 地図操作

- ① 表示地図を任意の方向に移動できる。
- ② マウス操作により、地図を掴むように移動できる。
- ③ マウスホイールを利用して、表示地図を連続的に拡大・縮小表示できる。

(3) レイヤ

- ① 表示地図を任意に切り替えることができる。
- ② 表示地図に重ね合わせて表示するレイヤを任意に選択できる。
- ③ 表示地図に重ね合わせて表示できるレイヤを制限できる。

(4) 検索

- ① 地番図データ等を利用して地名地番検索ができる。

(5) 属性

- ① 地図上の図形を選択して、その属性情報を表示できる。
- ② 近接して複数の図形が登録されている場合は、それぞれの図形を区分して、該当する図形の属性を表示できる。
- ③ 属性に含まれる URL を選択することでリンクページを表示できる。

(6) 印刷

- ① 表示地図を印刷できる。
- ② プレビュー画面で印刷内容の確認ができる。
- ③ 表示地図イメージを画像ファイルとして出力できる。
- ④ 表示地図イメージをクリップボードに保存できる。

(7) 管理

- ① アクセスログを取得できる。

(公開データ)

第 27 条 本システムに以下のデータを搭載し、公開する予定である。

(1) 共用地形図

- ① 共用地形図
- ② 航空写真

(2) 防災・防犯

- ① ハザードマップ
- ② 地震被害調査データ
- ③ 液状化マップ
- ④ 防災無線
- ⑤ 避難所

(3) オープンデータ

- ① AED
- ② 観光施設一覧
- ③ 公衆無線 LAN
- ④ 公共施設一覧

(4) 住民情報

- ① 250mメッシュ人口（世代別）
- ② 250mメッシュ人口（構成別）

(5) 福祉支援情報

- ① 福祉施設

(6) 水道・下水道・浄化槽・ゴミ

- ① 下水道事業区域
- ② 供用開始区域
- ③ 上下水道管路
- ④ 騒音・振動・悪臭規制図
- ⑤ 公害区域指定

(7) 町道・農道・林道・法定外公共物

- ① 町道路線（管理番号）
- ② 農道路線（管理番号）
- ③ 林道路線（管理番号）

(8) 都市計画・建築相談・開発相談・景観・狹隘事業・空き家

- ① 都市計画図（用途地域）
- ② 都市計画施設/景観計画

(9) 文化財

- ① 文化財分布図（山梨県作成）

（利用環境等）

第 28 条 本システムは、以下の環境における動作を保証すること。

- (1) 同時アクセス数は最大で 500 ユーザー、月間アクセス数は最大で 50 万回を予定する。
- (2) 管理権限を有する者は、ユーザー管理や空間データのアップロード、地図コンテンツの作成、編集、設定、管理を、庁内 PC に搭載した Web ブラウザを利用して行うことができるものとする。
- (3) 公開権限を有する者は、庁内 PC に搭載した Web ブラウザを利用して、空間データのアップロード、地図コンテンツの作成、編集、設定、管理を、庁内 PC に搭載した Web ブラウザを利用して行うことができるものとする。
- (4) 管理者権限及び公開権限のライセンス（以下、「本ライセンス」という）を、1 ライセンス分提供するものとする。
- (5) 住民等の利用者が所有する端末（PC、タブレット、スマートフォン）の Web ブラウザで利用可能なこと。

（運用研修）

第 29 条 受注者は、本システム稼働時に管理者、公開者向け運用研修を行うものとする。

- (1) 運用研修は、運用管理マニュアルを整備し、本システム全体の管理について説明すること。
 - ① 本システムの管理者機能
 - ② 公開用アプリケーションの作成・設定方法
 - ③ 管理用端末から公開用アプリケーションにデータをアップロードする方法及びデータの修正、削除方法
- (2) 運用研修は、集合研修方式により実施する。
 - ① 会場及び準備可能な機材は発注者が用意する。
 - ② 説明に必要なマニュアル等の配布物は、受注者にて必要部数準備する。
 - ③ 詳細な内容及び開催時期は別途協議の上、決定する。

（保守対応）

第 30 条 本システムの保守対応は、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者が住民等利用者へ公開する公開用アプリケーションの構築、運用を独自で実施できるようにサポートする
- (2) ヘルプデスクを設置する等、稼働後の操作方法やシステム運用などに関する発注者からの技術的問い合わせに対応すること。対応時間は、年末年始や土・日曜日、祝日を除く、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

第4章 デジタル田園都市国家構想交付金事業への対応

(デジ田交付金)

第31条 受注者は、本業務が令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）を受けて実施する事業（以下「交付金事業」という。）であることを鑑み、交付金の事業概要、具体サービス、KPI等を踏まえて、発注者を支援する提案を求めるものとする。

(事業概要)

第32条 交付金事業の概要は以下のとおりである。

(1) 現状

- ① 都市計画情報や各種台帳情報については、電子化が進んでいないことにより、本来であればオープンデータ化を進めれば、窓口に来訪せずともサービスが提供できるデータについても公開できていない現状がある。

(2) 目標

- ① 各種台帳データの「オープンデータ化」を進めることで、持続的かつ質の高い行政サービスを実現する。

(デジ田交付金の具体サービス)

第33条 交付金事業の具体サービスは以下のとおりである。

(1) データ発信のための地理情報システム構築

- ① 行政データを加工できるツール（GIS）の導入及び利活用についての職員知識醸成を図る。また、住民に向けオープンデータとして公開することで窓口に来訪せずにサービスが提供できる環境を構築する。

(2) 共用空間データの整備

- ① オープンデータとして公開するための基盤情報となる共用空間データを整備する。

(主な KPI)

第34条 交付金事業の主な KPI は以下のとおりである。

(1) アウトプット指標（活動指標）

- ① 公開型 GIS のアクセス数
- ② 公開型 GIS の公開レイヤ数

(2) アウトカム指標（成果指標）

- ① 来庁者数の減少割合
- ② 利用者満足度調査

第5章 成果品

(成果品)

第35条 本業務における成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) ソフトウェア使用許諾権 | 1 式 |
| (2) システム基本操作マニュアル（電子データ） | 1 式 |
| (3) システム管理マニュアル（電子データ） | 1 式 |
| (4) 作業報告書 | 1 式 |
| (5) 統合型 GIS・公開型 GIS 搭載データ | 1 式 |
| (6) その他、本業務で発注者が必要とした書類 | 1 式 |